

独立行政法人労働政策研究・研修機構役員報酬規程（改正案）新旧対照表

旧	新
<p>平成15年10月1日施行 平成15年12月1日改正 平成16年4月1日改正 平成17年12月1日改正 平成19年4月1日改正 平成21年6月1日改正 平成21年12月1日改正</p> <p>(第1条から第3条まで 略)</p> <p>(本俸の月額)</p> <p>第4条 常勤役員の本俸の月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長 <u>94万5千円</u> (2) 理事 <u>78万2千円</u> (3) 監事 <u>70万7千円</u></p> <p>(第5条から第9条まで 略)</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第10条 非常勤の役員の手当は、次のとおりとする。</p> <p>非常勤監事 月額 <u>242,000円</u></p> <p>2 第6条及び第7条の規定は、非常勤役員手当の支給について準用する。</p>	<p>平成15年10月1日施行 平成15年12月1日改正 平成16年4月1日改正 平成17年12月1日改正 平成19年4月1日改正 平成21年6月1日改正 平成21年12月1日改正 <u>平成22年12月1日改正</u></p> <p>(第1条から第3条まで 略)</p> <p>(本俸の月額)</p> <p>第4条 常勤役員の本俸の月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長 <u>94万3千円</u> (2) 理事 <u>78万円</u> (3) 監事 <u>70万5千円</u></p> <p>(第5条から第9条まで 略)</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第10条 非常勤の役員の手当は、次のとおりとする。</p> <p>非常勤監事 月額 <u>241,400円</u></p> <p>2 第6条及び第7条の規定は、非常勤役員手当の支給について準用する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。</u></p>